

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長及び福山市病院事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）10月25日

福山市監査委員 近藤 洋 児

福山市監査委員 山 下 清

福山市監査委員 中 安 加代子

福山市監査委員 西 本 章

## 2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 都市部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>都市整備課</p> <p>東部土地区画整理事業保留地ほか土地の貸付け等について</p> <p>当該事務は、土地区画整理事業の換地処分により本市が取得した保留地、雑種地を貸し付けるとともに、道路用地、多目的広場用地について使用許可を行うものである。</p> <p>保留地の貸付けに当たっては、「福山市保留地財産貸付要領」に基づき実施するとともに、その他の貸付け及び使用許可に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 財産の貸付けに当たっては、福山市財産管理規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 財産の貸付については、福山市財産管理規則を遵守し、2019年（令和元年）9月13日付けで業務マニュアルを策定した。</p>